


環境省・オフセット・クレジット(J-VER)制度認証委員会
(事務局:気候変動対策認証センター)御中

平成24年 2月10日

オフセット・クレジット(J-VER)プロジェクト登録依頼書

オフセット・クレジット(J-VER)制度における妥当性確認が終了しましたので、プロジェクト登録を依頼します。

プロジェクト名 ¹			
国境の島対馬市の市有林における大陸とのつながりを示す多様な生態系の保全のための 森林吸収(間伐促進)プロジェクト ～連環した森・川・里・海の再生による環境王国・対馬の確立を目指して～			
【依頼者】 プロジェクト代表事業者			
事業者名(フリガナ)	対馬市役所(ツシマシヤクシヨ)		
住所	長崎県対馬市厳原町国分1441番地		
代表者氏名	財 部 能 成	代表者役職	市長
担当者氏名	西 川 治 臣	担当者 所属部署・役職	農林水産部 農林振興 課 副参事兼係長
担当者 E-mail	haru.0908@city-tsushima.lg.jp	担当者電話番号	0920-53-6111
プロジェクト事業者・プロジェクト参加者			
プロジェクト事業者名	同上		
プロジェクト参加者名			
オフセット・クレジット(J-VER)取得予定者			
事業者名(フリガナ)	対馬市役所(対馬市役所)		
	以下のうち当てはまる項目に☑ <input checked="" type="checkbox"/> 本プロジェクトのプロジェクト代表事業者である。 <input type="checkbox"/> 本プロジェクトのプロジェクト事業者である。 <input type="checkbox"/> 本プロジェクトのプロジェクト参加者である。		
妥当性確認機関			
妥当性確認機関名	一般財団法人 日本品質保証機構		

¹ プロジェクト名は、抽象的な表現を避け、「〇〇県△△事業者による□□(排出削減技術)を用いた温室効果ガス排出削減事業」のように、先にプロジェクト実施場所やプロジェクト事業者名を入れる等により、第三者に事業内容が伝わりやすいものとしてください。但し、事業の愛称やキャッチコピーをサブタイトルとしてつけていただくことは可能です。

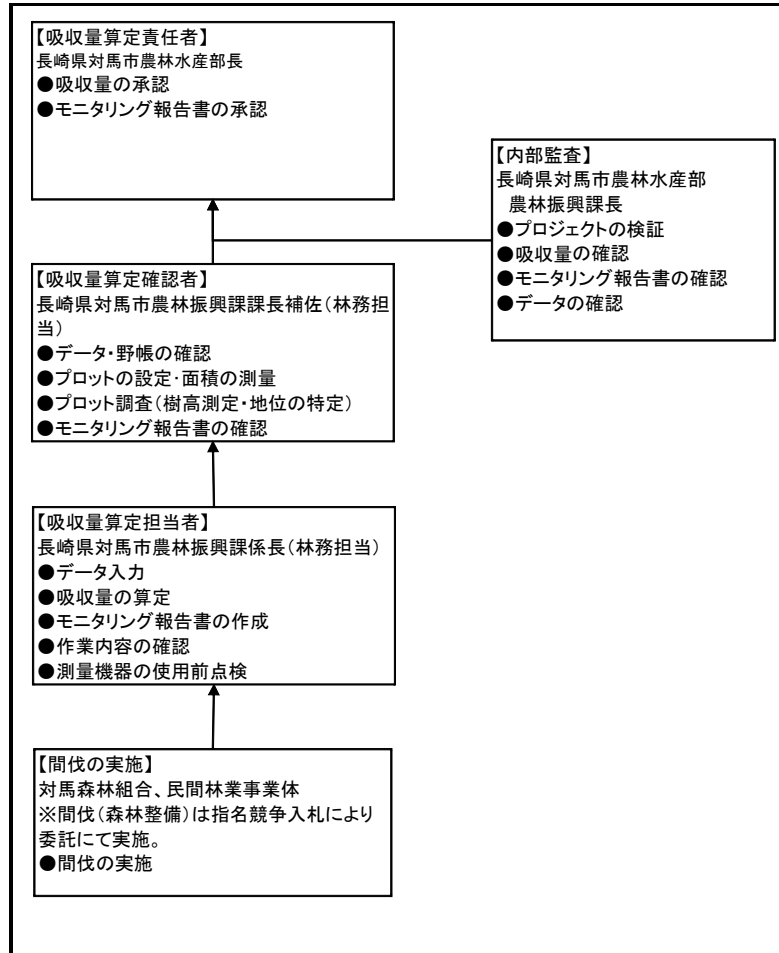
プロジェクト情報																																	
プロジェクト概要 ²	<p>(具体的な内容を簡潔に記載すること。)</p> <p>【プロジェクトの目的・内容】 国境の島である対馬市において、ツシマヤマネコをはじめとした大陸と日本のつながりを示す多様な動植物や他地域に類を見ない照葉樹林や落葉広葉樹林等の豊かな植生を市民の宝として後世に残すことを第一の目的に、対馬市有林において 2007 年度から 2012 年度に実施 (2012 年度は実施予定) した 159.14 ha の間伐により、市有林を健全な状態で管理し、二酸化炭素吸収を促す。間伐実施地について、2012 年度からモニタリングを実施し、クレジットを発行する。</p> <p>【適格性基準との整合性】 プロジェクト実施地は、森林法第 5 条が定める森林であり、プロジェクトは、対馬市の森林施業計画書【認定番号対馬市 19-209-706 (変 2-23) 号】の森林を対象としており、森林施業計画単位である。森林施業計画は、2008 年 1 月 1 日からであり、2008 年 1 月 1 日以降に森林施業計画等に基づき施業 (間伐) されたものである。また、森林施業計画は、2012 年 12 月 31 日までの計画であり、2012 年 12 月 31 日までの計画策定がなされている。なお、現計画終了後も引き続き、次期計画を策定することとしている。活動量は、間伐後、実測とし、拡大係数は、京都議定書 3 条 3 及び 4 の下での LULUCF 活動の補足情報に関する報告書を利用するとともに収穫予想表は、長崎県人工林林分材積表を利用する。</p> <p>【法令遵守状況】 上位法令である森林法 (第 5 条地域森林計画、第 11 条森林施業計画)、森林・林業基本法 (第 9 条森林所有者としての責務) を遵守する。</p> <p>【採用技術】 測量機器については、コンパス測量、樹高測定器については、トゥルーパルス 360 を採用する。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>機器名</th> <th>メーカー名</th> <th>耐用年数</th> <th>導入時期</th> <th>備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>TruPulse360</td> <td>LASERTECHNOLOGY</td> <td>5年</td> <td>平成23年8月</td> <td rowspan="4">面積測量機器</td> </tr> <tr> <td>反射板 (PFR-240L)</td> <td>LASERTECHNOLOGY</td> <td>—</td> <td>平成23年8月</td> </tr> <tr> <td>伸縮ポール</td> <td></td> <td>—</td> <td>平成23年8月</td> </tr> <tr> <td>PA600 0660EJ DG PA600 Standard</td> <td>ユニテック</td> <td>5年</td> <td>平成23年8月</td> </tr> <tr> <td>GeoSketch2</td> <td>TIMBERTECH</td> <td>5年</td> <td>平成23年8月</td> <td></td> </tr> <tr> <td>TruPulse360</td> <td>LASERTECHNOLOGY</td> <td>5年</td> <td>平成23年8月</td> <td>樹高測定器</td> </tr> </tbody> </table> <p>【モニタリング方法】 各施業計画の団地毎にモニタリングプロット (13箇所) を設置した。ガイドラインに従い、30ha を上回らないことを考慮した。また、地形条件、標高差を基に標準的な位置を設定した。そのうえで森林組合の現場の精通者に地区内の成長量にバラつきが無いことを聞き取りにより確認した。</p> <p>【GHG 算定式の方法論への準拠性】 方法論 R001 Ver5.0 「森林経営活動による CO2 吸収量の増大 (間伐促進型プロジェクト)」に準拠している。</p>	機器名	メーカー名	耐用年数	導入時期	備考	TruPulse360	LASERTECHNOLOGY	5年	平成23年8月	面積測量機器	反射板 (PFR-240L)	LASERTECHNOLOGY	—	平成23年8月	伸縮ポール		—	平成23年8月	PA600 0660EJ DG PA600 Standard	ユニテック	5年	平成23年8月	GeoSketch2	TIMBERTECH	5年	平成23年8月		TruPulse360	LASERTECHNOLOGY	5年	平成23年8月	樹高測定器
機器名	メーカー名	耐用年数	導入時期	備考																													
TruPulse360	LASERTECHNOLOGY	5年	平成23年8月	面積測量機器																													
反射板 (PFR-240L)	LASERTECHNOLOGY	—	平成23年8月																														
伸縮ポール		—	平成23年8月																														
PA600 0660EJ DG PA600 Standard	ユニテック	5年	平成23年8月																														
GeoSketch2	TIMBERTECH	5年	平成23年8月																														
TruPulse360	LASERTECHNOLOGY	5年	平成23年8月	樹高測定器																													

² プロジェクト概要は、プロジェクトの目的・内容の他、適格性基準との整合性・法令遵守状況・採用技術・モニタリング方法・GHG 算定式の方法論への準拠性・モニタリング体制・QA/QC 体制等に関することを 2 ページ以内で具体的に記述してください。

【モニタリング体制】

モニタリングガイドラインVer4.0 に準拠し、モニタリング、算定、報告に必要な体制を構築している。

【参考：体制図】



【QA / QC 体制】

(1) 教育・訓練

モニタリングにおける手順や算定基準に対する教育研修など、モニタリング及び純吸収量算定・報告に関する知識等を継続的に普及させることは、純吸収量の把握の信頼性確保のために重要であることから適切に行うこととします。具体的には、コンサルタント会社からモニタリング体制やモニタリング手順、測定機器の維持管理、モニタリング報告書記載方法等についての説明をいただき、教育訓練については、教育訓練記録を作成し、平成 35 年度まで保管する。

(2) 情報の保管

検証機関が吸収量の算定結果を再計算できるように、プロジェクト策定時に使用した全てのデータを文書化し、平成 35 年まで保管する。

(3) データの確認

報告データの信頼性を高めるためにはデータのチェックが必要であることから、収集単位の確認、調査野帳と算定ファイルの突き合わせ、使用した係数等の確認、林分間の比較等、農林振興課内の複数人によるチェック体制とする。また、測量データなどの転記の際は、読み合わせチェックを行う。

(4) 内部監査

内部監査は、対馬市農林振興課長が、構築した体制や実施ルール・本ガイドラインにおいて要求されている事項に、組織の活動が適合しているか、あるいは効率よく機能しているかを確認する。データのモニタリング及び収集、純吸収量の算定、報告等の一連の報告プロセスの信頼性の維持・向上のために行う。これらのプロセスは、定期的に行う。また、データのモニタリング及び収集、純吸収量の算定、報告、チェック等の一連の報告プロセスで発見された課題や問題点については、是正措

	<p>置・予防措置等の必要な措置を取る。内部監査はモニタリング後 1 回実施し、監査記録を作成し、平成 35 年度まで保管する。</p> <p>(5)測定機器の維持管理 測定機器は、モニタリング担当者が適切な方法で管理し、キャリブレーションが必要な機器については、5年に1回、キャリブレーションを行うと共に、計測時に点検を行う。モニタリング担当者が点検記録を作成し、平成 35 年度まで保管する。</p> <p>(6)手順書の作成 これら、モニタリングの QA/QC のため、一連のプロセスについて、算定担当者が手順書の作成を行う。</p>
<p>プロジェクト実施場所</p>	<p>(プロジェクト実施場所が複数ある場合は、全ての住所を表形式等で記述する。)</p> <p>長崎県対馬市上対馬町琴サヲ河内 1008-ル W1 【2007 年度】 長崎県対馬市上対馬町琴サヲ河内 1007 【 " 】 長崎県対馬市美津島町ケ知畑原 1077 【2008 年度】 長崎県対馬市美津島町ケ知畑原 1077 【2009 年度】 長崎県対馬市巖原町東里東山下 104-1 【2010 年度】 長崎県対馬市巖原町小茂田平野段 542-チ W1 【 " 】 長崎県対馬市巖原町小茂田平野段 515-キ W1 【 " 】 長崎県対馬市巖原町小茂田平野段 542-HW1 【 " 】 長崎県対馬市巖原町上槻間ノ内 916 【 " 】 長崎県対馬市美津島町ケ知ナガイタ乙 446-W2 【 " 】 長崎県対馬市美津島町ケ知ナイラ 2-1W2 【 " 】 長崎県対馬市美津島町ケ知畑原 1068 【 " 】 長崎県対馬市美津島町黒瀬藏ノ内 515-2 【 " 】 長崎県対馬市上県町佐須奈本道甲 774 【 " 】 長崎県対馬市上県町佐須奈ホウラノ口陰甲 83-口 【 " 】 長崎県対馬市上県町佐護大瀧口東里 45 【 " 】 長崎県対馬市上県町佐護ミトド陽下モ東里 326-イ W1 【 " 】 長崎県対馬市上県町佐護ミトド陰陽上ミ東里 384 【 " 】 長崎県対馬市上県町佐護舟志ノ内東里 628-イ 【 " 】 長崎県対馬市上対馬町琴モグリテ 998-1W5 【 " 】 長崎県対馬市巖原町下原日見 531-1 【 " 】 長崎県対馬市巖原町下原若田 657-1 【 " 】 長崎県対馬市巖原町西里松伐崎 366 【 " 】 長崎県対馬市巖原町西里増田 366 【 " 】 長崎県対馬市巖原町東里東山下 104-1 【2011 年度】 長崎県対馬市美津島町ケ知浜ノ原上ミ 148 【 " 】 長崎県対馬市美津島町洲藻関ノサエ 862-ハ 【 " 】 長崎県対馬市美津島町洲藻関ノサエ 861-ハ 【 " 】 長崎県対馬市美津島町洲藻ミシカ 927-W1 【 " 】 長崎県対馬市美津島町洲藻ミシカ 922-W2 【 " 】 長崎県対馬市美津島町洲藻ミシカ 925 【 " 】 長崎県対馬市美津島町洲藻糸織ノサエ 865 【 " 】 長崎県対馬市豊玉町田フスベ 629-1 【 " 】 長崎県対馬市巖原町南竜良山 19-第 2-1 【 " 】 長崎県対馬市上対馬町琴長サエ 1203-ス 【2012 年度】 長崎県対馬市上対馬町琴モグリテ 996-ニ 【 " 】 長崎県対馬市上対馬町琴モグリテ 997-イ-W2 【 " 】 長崎県対馬市巖原町東里東山下 104-1 【 " 】 長崎県対馬市巖原町東里野良 223-W2 【 " 】 長崎県対馬市豊玉町仁位本河内 757 【 " 】 長崎県対馬市豊玉町仁位本河内 753-W2 【 " 】 長崎県対馬市豊玉町仁位本河内 785-0 【 " 】 長崎県対馬市豊玉町仁位本河内 756-0 【 " 】</p>
<p><方法論 R001・R002・R003 のみ> プロジェクト対象面積</p>	<p>159. 14ha</p>
<p>プロジェクト期間</p>	<p>2008年1月1日 ~2013年3月31日(5年03ヶ月)</p>

クレジット期間		2008年4月1日 ~2013年3月31日					
プロジェクト計画開始届提出日		2012年1月16日					
妥当性確認終了日		2012年2月10日					
想定削減・吸収量	年度	2008	2009	2010	2011	2012	合計 ³
	t-CO2	25	48	445	730	850	2,098
適用モニタリング方法ガイドライン		オフセット・クレジット(J-VER)制度モニタリング方法ガイドライン (<u> </u> 森林管理プロジェクト用) ver.4.0					
適用方法論		方法論番号	R001 ver 5.0				
		方法論名称	「森林経営活動によるCO2吸収量の増大(間伐促進型プロジェクト)」				
ダブルカウントの防止措置							
ダブルカウントの防止の措置を講ずる事業者		(プロジェクト代表事業者と同一の場合は記入不要)					印

³ 合計の値から少数点以下を切り捨て、トン単位で記載してください。

<p>ダブルカウントの防止措置内容</p>	<p>以下、該当する場合は、□に✓を入れ、必要に応じて詳細を記入してください。 (オフセット・クレジット(J-VER)制度実施規則 1.4「クレジットの二重使用」参照)</p> <p>【①・類似制度に基づく二重認証に関するダブルカウントの防止措置】</p> <p><input checked="" type="checkbox"/> 類似制度へ申請しておらず、当該プロジェクトにおいて確保された削減量・吸収量については、オフセット・クレジット(J-VER)制度以外の制度によって、当該プロジェクトに付随する温室効果ガス削減・吸収という環境に関わる付加価値(以下、「環境価値」という。)の認証を取得しません。</p> <p><input type="checkbox"/> 以下の類似制度(電力における RPS 法を含む)に申請しています</p> <p style="margin-left: 40px;">類似制度名: _____</p> <p><input type="checkbox"/> 当該プロジェクトにおいて確保された削減量・吸収量については、オフセット・クレジット(J-VER)制度以外の制度によって、当該プロジェクトに付随する環境価値の認証を取得しておらず、今後も取得しません。</p> <p><input type="checkbox"/> 当該プロジェクトにおいて確保された削減量・吸収量については、オフセット・クレジット(J-VER)制度以外の制度によって、当該プロジェクトに付随する環境価値の認証を取得しているため、その分を控除いたします。</p> <p><input type="checkbox"/> 当該プロジェクトにおいて確保された削減量・吸収量については、オフセット・クレジット(J-VER)制度以外の制度によって、当該プロジェクトに付随する環境価値の認証を取得していますが、以下の理由によりダブルカウントが生じていないことを証明します。</p> <p style="margin-left: 40px;">理由: _____</p> <p>【②第三者に環境価値を移転する際のダブルカウントの防止措置】</p> <p><input type="checkbox"/> 当該プロジェクトにより生み出されたエネルギー等(電気、バイオガス等)を第三者に売却する際に、その売却先に対して、環境に関わる付加価値はクレジット化されており、当該エネルギー等の価値には付随していないこと、及び、当該エネルギー等の価値の帰属先と、環境に関わる付加価値の帰属先が異なることを明示する「説明文書」を作成して、売却先に示します。</p> <p><input checked="" type="checkbox"/> 森林管理プロジェクトの場合、当該プロジェクトの対象となった森林を第三者に譲渡する際に、その譲渡先に対して、環境価値はクレジット化されており、当該森林には付随していないこと、及び、当該森林の所有権の帰属先と、環境価値の帰属先が異なることを明示する説明文書を作成して譲渡先に示します。あわせて、当該森林の譲渡の際には、オフセット・クレジット(J-VER)制度利用約款森林管理プロジェクト特約の内容にも十分に留意します。</p> <p>※第三者が、当該プロジェクトから生じる環境に関わる付加価値がオフセットクレジット(J-VER)として使用されていることを知らずに、当該付加価値を二重に主張することを防ぐ必要があるため、妥当性確認時において、これらの防止措置が講じられる体制にあること(上記の「説明文書」の作成等)を確認する必要がある。</p>
-----------------------	---

	<p>【③自主的な報告・公表を実施する際のダブルカウントの防止措置】</p> <p><input type="checkbox"/> 以下の自主的な報告・公表媒体において、当該プロジェクトの内容、当該クレジットの発行量及び当該クレジット発行量のうち当事業者が無効化したクレジット量（環境価値を他者に譲渡していないもの）を明記します。</p> <p>あわせて、当該プロジェクトにおいて発行されたクレジット量については、環境価値の帰属を主張しません。ただし、当事業者による自らの為に無効化したクレジット量（環境価値を他者に譲渡していないもの）については除きます。</p> <p><input type="checkbox"/> ホームページ ホームページ URL: _____</p> <p><input type="checkbox"/> 出版物（環境報告書/定期刊行物）</p> <p><input type="checkbox"/> その他 具体的に: _____</p> <p><input checked="" type="checkbox"/> 現在は、自主的な報告・公表を実施していないが、今後実施するにあたっては、当該プロジェクトにおいて発行されたクレジットについては、環境価値の帰属を主張しません。ただし、当事業者による自らの為に無効化したクレジット量（環境価値を他者に譲渡していないもの）については除きます。</p> <p>【④公的な報告・公表制度におけるダブルカウントの防止措置】</p> <p><input type="checkbox"/> 公的な報告・公表制度には参加していません。</p> <p><input checked="" type="checkbox"/> 以下の公的な報告・公表制度に参加しています</p> <p><input checked="" type="checkbox"/> 地球温暖化対策推進法に基づく算定・報告・公表制度の対象者である。</p> <p><input type="checkbox"/> 地球温暖化対策推進法に基づく地方公共団体実行計画（区域施策）の策定義務対象者（都道府県）である。</p> <p><input type="checkbox"/> 「排出量取引の国内統合市場の試行的実施」参加事業者である。</p> <p><input type="checkbox"/> 地方公共団体が実施する以下の制度の対象事業者である。 制度名: _____</p> <p><input type="checkbox"/> その他 具体的に: _____</p> <p><input type="checkbox"/> 当該報告・公表制度等において、当該プロジェクトにより発行されたクレジット量については排出量とみなし報告します。ただし、当事業者による自らの為に無効化したクレジット量（環境価値を他者に譲渡していないもの）は除きます。</p> <p><input type="checkbox"/> 当該報告・公表制度等において、当該プロジェクトにより発行されたクレジット量について報告する必要はないため、クレジット発行量については排出量とみなし、当該報告・公表制度の報告様式における適切な備考欄に記載します。ただし、当事業者による自らの為に無効化したクレジット量（環境価値を他者に譲渡していないもの）は除きます。</p> <p><input checked="" type="checkbox"/> 当該報告・公表制度等において、当該プロジェクトにより発行されたクレジット量について報告する必要はないため、クレジット発行量については排出量とみなし、自主的な報告・公表値において報告します。ただし、当事業者による自らの為に無効化したクレジット量（環境価値を他者に譲渡していないもの）は除きます。</p>
備考欄	

以上